



日刊 動労千葉

國鐵千葉動力車勞働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号（動力車会館）
電話 {(鉄電) 千葉 2935・2939番
{(公) 043(222)7207番

98.11.17 No. 4880

年末手当 貨物格差回答許すな！

11/25 緊急行動

年末手当をめぐる鬭いが重要な段階を迎えていた。現在まで東日本・貨物とも二回の団交が行われているが、とくにJR貨物当局は、半期の決算で運輸収入が八四・八%に落ち込んでいること、この間の水害により、約四〇億円の損害が発生していることなどを理由に超低率・低額回答を強要しようとしている。

昨年の年末手当でも、東日本との格差は、〇・七二五箇月分にも及んでいるのだ。(東日本三・一五箇月に対し、貨物は二四二五箇月)この間積もり積もった基本給の格差を別にしても二十数万円もの格差になる。ものはや我慢の限界をこえるものだ何ひとつ展望も示されないまま生活が脅かされ、やり場のない怒りの声だけがつのっているのがJR貨物の職場の現実だ。

この責任をとれ！

にも及んでいるのだ。（東日本四二五箇月）この間積もり積もつた基本給の格差を別にして、二十数万円もの格差になる。ものはや我慢の限界をこえるものだ。何ひとつ展望も示されないまま生活が脅かされ、やり場のない怒りの声だけがつのつていて、のがJR貨物の職場の現実だ。

年末手当をめぐる闘いが重要な段階を迎えている。現在まで東日本・貨物とも二回の団交が行われているが、とくにJR貨物当局は、半期の決算で運輸収入が八四・八%に落ち込んでいること、この間の水害により、約四〇億円の損害が発生していることなどを理由に超低率・低額回答を強要しようとしている。昨年の年末手当でも、東日本

人員削減・労働強化、老朽化による脱線事故等の続発・運転保安の危機等となつて、全て現場で働く労働者への犠牲として押しつけられている。貨物当局は新フレイト21の大合理化攻撃を提案し、「平成13年度には出口が開く」と言い続けてきた。しかし現状は出口どころか、その計画 자체が完全に破たんしている状態だ。

総団結して闘おう

一方JR貨物労は、これまで以上に会社の手先になり果ててゐる。今回の年末手当でも、要求自体を昨年よりもさらに切り下げる。そして主張することは、「国労の首を切れ」、「分割・民営化政策は何も間違つていない」「JR東日本の松田社長は立派だ」と繰り返すだけである。貨物で働く労働者のことなど何ひとつ考えてはいいない。國労を潰し、東日本の革マル結託体制を維持することだけが彼らの目的なのである。

貨物格差を許すな！ 11・25
緊急行動に全力で結集しよう。
分割・民営化の推進者、貨物会社当局、JR貨物労は責任をとれ！ JR貨物に働く仲間たちは、総團結して起ちあがろう。

貨物格差粉碎！
緊急行動

○○11月25日(水)15時
千葉機関区

十一月九日貨物関東支社は、動労千葉申第二号「異常時における輸送混乱に関する申し入れの回答を行つた（回答内容は別表）。ところが九月十六日の台風五号の輸送混乱時に発生した運転保安上の危機的事態にたいして、関東支社の回答は事態の深刻さを欠いた内容であつたため、早急に「再回答」を求めることとなつた。

第一項目で回答は「き電停止区内に列車が在線する中で電力司令に承認を与えたため、き電が停止したものである。」と、あたかも列車が停止している区間のき電停止を行なつたかのように回答を行なつたが、実際は千葉駅を通過しようとした走行中の貨物列車が千葉駅にさしかかつたところき電が停止されていたというのが事実なのである。つまり司令は貨物列車の運行について全く把握できていなかつたということなのだ。

問題なのは、司令が貨物列車の運転状況の把握を異常時には出来ていないということなのだ。これではなんのための司令なの

あぐり交渉! 求める

車を抑止するという傾向は、他の線区でもこの頃頻繁に起きている。

申第二号で問題としたことは旅客と貨物の関係につきあたる。すなわち①司令が貨物列車の運転状況を確認していないこと。

②列車が遅れていようが一旦計画した工事の施工のため、貨物列車の抑止を簡単に行なうこと。

しかも運転再開に必要なブレーキ試験等の措置が考えられていないこと。③貨物列車の運転整理は、旅客列車が終わつてからになること。

總じてここには運転保安上深刻な問題が横たわっている。これもまた分割・民営化の矛盾の集中であり、もうひとつの「格差」問題といえる。

関東支社は、起きた事態の深刻さについて真剣に考え、回答すべきである。

申し入れ事項	回見及び回答
1. 9月16日深夜、5986列車が千葉駅0番線、5983列車が同6番線に、同駅通過予定で入線したところ、き電停止されていたことは運転保安上重大なことと考えるが、会社の考え方を明らかにすること。	1. 台風5号の影響により鹿島線は早朝から運転が中止された。13時40分に運転再開されたが、大幅な遅延等ダイヤは終日に渡って混乱したために結果として長時間抑止されたものと思われる。 また、運転整理の優先順位についての標準は、会社間協定による。
2. 異常時におけるき電停止及び列車運延による列車留置後のブレーキ試験について、考え方を明らかにすること。	2. 列車留置後、運転再開の際はブレーキ試験は必要である。指令から駅に列車抑止、留置を指示する際に、運転再開時のブレーキ試験を一緒に指示するよう旅客会社に要請していく。
3. 9月16日、第1099列車が佐倉駅定着後同駅に15時間抑止される事態が発生した。 貨物列車と旅客列車の優先順位を明らかにするとともに、具体的対策を明らかにすること。	3. 台風5号の影響により鹿島線は早朝から運転が中止された。13時40分に運転再開されたが、大幅な遅延等ダイヤは終日に渡って混乱したために結果として長時間抑止されたものと思われる。 また、運転整理の優先順位についての標準は、会社間協定による。
4. 旅客会社による異常時の運転整理について、会社の考え方を明らかにすること。また貨物司令の判断についても問題があると考えるがどうか。	4. 新小岩操～蘇我間に貨物列車の退避線がないことから、新小岩操から出発準備の完了した列車を輸送指令に連絡し運転整理をしている。 台風5号の手配においては、佐倉駅で長時間抑止の状況は握りに、適切さを欠いたと感じている。 抑止箇所、運転見込等をは握りし、適切な指示ができるよう努力したい。